

公 示

第366会計隊小倉派遣隊公示 第1号

令和5年4月17日

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 丹野 里紹



小火器弾薬打がら薬きょうの売払いに係る契約希望募集要項

小火器弾薬打がら薬きょうの売払いに係る契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に対する事項

小火器弾薬打がら薬きょうの売払い

2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」D等級以上に格付けされた競争参加資格を有すること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛整備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 武器製造法に基づく小型薬きょうの製造事業許可を有すること。
- (9) 小火器弾薬打がら薬きょうの加工に対応できる設備を有すること。

3 説明会

- (1) 公募内容についての説明会への参加は、審査結果に影響を与えないが、説明会で説明があったことを聞かなかつたことによる不利益は、参加しなかつた者の責に帰す。
- (2) 日 時
令和5年4月21日（金）14時00分から
- (3) 場 所： 陸上自衛隊小倉駐屯地 会計隊入札室

4 参加申し込みに関する手続き等

(1) 申込先及び書類提出先

〒802-0841

福岡県北九州市小倉南区北方5丁目1-1

陸上自衛隊小倉駐屯地 第366会計隊小倉派遣隊 契約班 担当 山下

TEL 093-962-7681 内線348

FAX 093-962-2719 (直通)

(2) 申込受付期間

令和5年4月17日(月)～令和5年4月27日(木)17時00分まで

また、持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号))

第1条に定める行政機関の休日をいう。)を除く。

(3) 提出書類

応募する者は、別紙様式の「参加表明書」(以下、「表明書」という。)により、

次の事項を証明する資料を添え(審査結果通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒も同封)、
1部持参又は郵送すること。

ア 競争参加資格審査結果通知書(写し)

イ 武器製造法に基づく、小型薬きょうの製造事業許可を証する書類

ウ 小火器弾薬打がら薬きょうの加工に必要な技術又は設備等及び体制を証明する書類

組織図、実施計画、安全管理体制等。なお、補給統制本部、防衛省内の他機関等、あるいは、他省庁等への契約実績がある場合は、前記書類を契約実績一覧表(過去5年間)に替える事ができる。

エ 法令の規定に基づく許認可等の取得状況(写し)

オ 下請業者に業務を委託する場合は、下請(予定)企業一覧表

5 提出書類の審査等

(1) 応募する者は、4(3)で提出した表明書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料(以下、「技術資料」という。)を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 小火器弾薬打がら薬きょうの加工に必要な技術、機械器具又は設備等を有することを証する書類

イ 特許等工業所有権が必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類(写し)

ウ その他必要書類

(2) 表明書及び技術資料(以下、「提出資料」という。)の提出者は、第366会計隊小倉派遣隊又は九州補給処富野弾薬支処の担当者から説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。

(3) 提出資料の提出者は、第366会計隊小倉派遣隊又は九州補給処富野弾薬支処の担当者から、小火器弾薬打がら薬きょうの加工体制の調査のために工場等(下請けの工場等を含む。)に係る調査のために協力依頼が有った場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

表明書を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させる事が適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義申立て

(1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下の書面をもって説明を求めることができる。

- ア 提出期限
審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出場所
4（1）と同じ。
 - ウ その他
書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 契約担当官は、疑義に対して説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めたものに対し書面により回答する。

8 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 契約担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に説明を求めたものに対し書面により回答する。

9 提出資料の提出に当たっての留意事項

- 応募者は、応募に当たり次の事項について同意した上で応募するものとする。
- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び5（1）から同（3）に反した者については、当該契約の相手方としない。
 - (2) 提出資料の作成、提出及び説明並びに5（3）の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
 - (3) 提出資料は、原則として返却しない。
 - (4) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
 - (5) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
 - (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - (7) 審査合格通知受領後、契約を希望しなくなった場合は、公募契約辞退申請書により速やかに契約担当官へ通知する。

参加表明書

(事業名)

小火器弾薬打がら薬きようの売払い

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

(契約担当官等)

分任契約担当官

陸上自衛隊小倉駐屯地

第366会計隊小倉派遣隊長 丹野 里紗

住 所

電話番号

提出者名 (商号等) (会社名等)

代表者 (役職名) (氏名) 印